

国の支援

令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、原油価格・物価高騰等により真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、令和4年度住民税非課税世帯等を対象に、国から1世帯あたり10万円を給付しています。

《支給対象》

(1)令和4年度住民税非課税世帯

基準日(令和3年12月10日)に市町村の住民基本台帳に記録されており、世帯全員の令和4年度分の住民税が非課税である世帯主の方

※令和3年度住民税非課税世帯に対する給付の支給対象である世帯(未申請や辞退を含む)は除きます。

(2)家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降家計が急変し、(1)の世帯と同様の事情(世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込み額が、住民税非課税水準に相当する額以下となる)にあると認められる世帯。

※(1)と(2)問わず支給は1世帯につき1回限りです。重複支給はできません。

《申請手続き》

(1)令和4年度住民税非課税世帯

7月19日付で世帯主宛てに、①支給案内②確認書③返信用封筒を個別に送付していますので、必要事項を確認・記入して返送してください。

※世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入している方、未申告の方がいる場合、申請が必要となる場合があります。申請書の配布および受付開始日は現在調整中です。詳細が決まり次第お知らせします。

(2)家計急変世帯

申請が必要です。申請書類に必要事項を記入のうえ、郵送または福祉課窓口で申請してください。

※3月1日から受付を開始しています。申請書は町ホームページからダウンロードしてください。また、福祉課、各出張所窓口でも配布しています。福祉課窓口で申請する場合、予約制で受け付けします。事前に福祉課へ必ず連絡してください。また、面接(30分程度)をしますので、申込者本人が窓口まで来てください。

《申請期限》

(1)令和4年度住民税非課税世帯

確認書に記載されている発行日から3ヵ月以内(当日消印有効)

(2)家計急変世帯

令和4年11月30日(水)

《その他》

詳細については町ホームページを確認するか、問い合わせてください。

照会先 福祉課(地域福祉係) ☎85-7790

故小川鶴雄さんが旭日単光章を受章

5月23日に亡くなられた町議会議員の故小川鶴雄さん(湯本)が、生前の功績を認められ、旭日単光章を受章しました。

小川さんは、20年8月の永きにわたり町議会議員としてまちづくりを推進するなど、地方自治の振興発展に尽力されました。

なお、叙勲の伝達は、遺族に対し、7月19日に行いました。



全国民生委員児童委員連合会会長表彰

多年にわたり社会福祉の増

進に貢献した民生委員児童委員、主任児童委員の方々が、次のとおり受賞されました。

〔全国民生委員児童委員連合会会長表彰〕

◎永年勤続表彰(在職10年)

勝俣 達夫さん



勝俣 直子さん



環境先進観光地「箱根美化大会」

8月26日(金)に箱根の森小学校屋内運動場で、「環境先進観光地」箱根 第59回美化大会」を開催します。

この大会は、ごみのポイ捨てや不法投棄を防ぎ、美しい箱根を大切に、より美しくすることを目指して行うものです。

当日は、町内全域で一斉に美化清掃を実施しますので、皆さんの協力をお願いします。

なお、同会場で美化功労者の表彰、観光美化・自然愛護標語、作文、ポスターコンクール入賞者の表彰を行います。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一般参加での入場はできませんので、気を付けてください。

照会先 環境課

☎8519565

青色申告・小学生の税の書道展作品募集

対象 小田原市・南足柄市・足柄上郡・足柄下郡の小学校に在籍する小学生

作品課題

- ・1年生～4年生 ぜい、のうぜい、ぜいほう、あおいろ、しんこく
- ・5年生～6年生 税、消費税法、自動車税、青色申告、電子申告

応募方法 9月1日(木)に小学校に提出してください。

注意事項

- ・自分で書くこと。
- ・半紙に毛筆で書くこと。
- ・作品には名前を書かないこと。

・作品は一人一点とし、台紙に貼って提出すること。

照会先 (公社)小田原青色申告会

☎046512412613

敬老祝金を贈呈

永年にわたり社会に貢献されたお年寄りの方に、町から祝金を贈呈します。(9月下旬を予定)

対象は、9月15日(木)現在で80歳、90歳、100歳の方です。

※対象者には、郵便でお知らせします。

照会先 福祉課

☎8517790

生ごみ処理機器購入費補助について

生ごみの減量化・資源化を推進するため、生ごみ処理機

器購入費などの一部を補助しています。

生ごみを減量することで、臭いや虫の対策、ごみ出し時のストレス軽減につながります。

対象 町内に住所を有し、かつ居住している方、または町内に事業所を有している事業者

補助額

【電気式生ごみ処理機】 購入金額の1/2以内(百円未満切捨)。

補助上限額3万円

【生ごみ堆肥化処理容器】 購入金額の1/2以内(百円未満切捨)。

補助上限額5千円

申請方法 申請書は、環境課窓口、町ホームページで配布しています。なお、予算に限りがありますので、事前に確認してください。

所定の申請書に、領収書と購入した機器の形式がわかる書類(カタログなど)を添付して提出してください。

照会先 環境課

☎8519565

町独自の支援

令和3年度または令和4年度住民税均等割のみ課税世帯に対する特別支援給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、現在実施している国の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対象とならない世帯のうち、令和3年度または令和4年度住民税均等割のみ課税世帯を対象に、箱根町独自に1世帯あたり5万円を給付しています。

《支給対象》

基準日(令和4年6月30日)に箱根町の住民基本台帳に記録されており、世帯全員の令和3年度または令和4年度住民税均等割のみ課税である世帯主の方 ※令和3年度または令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯への給付も含む)国からの10万円給付)の支給対象である世帯(未申請や辞退を含む)は除きます。

《申請手続き》

8月中旬に世帯主宛てに、①支給案内②確認書③返信用封筒を個別に送付を予定していますので、必要事項を確認・記入して返送してください。

※世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入している方、未申告の方がいる場合、申請が必要となる場合があります。申請書の配布および受付開始日は現在調整中です。詳細が決まり次第お知らせします。

《申請期限》

確認書に記載されている発行日から3ヵ月以内(当日消印有効)

《その他》

詳細については町ホームページを確認するか、問い合わせてください。

照会先 福祉課(地域福祉係) ☎85-7790